大地震発生時の臨時休業及び再開について（小平市）

①　休日・夜間等の登校時間以外の時間帯において**震度６弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業**とする。（全校対象）

②　在校時において、**震度６弱以上の地震が発生した際は**、児童・生徒の引き渡しや集団**下校等の対応後、当面の間、臨時休業**とする。（全校対象）

③　**市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定する**こととし、決定後、速やかに当該校の保護者及び市のホームページ等で周知することとする。